

改正案	現行
目次（現行のとおり） 第一条から第六十三条まで（現行のとおり） 第六十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。 一及び二 （現行のとおり） 第六十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。 一から三まで （現行のとおり） 第六十六条から第六十九条まで （現行のとおり）	目次（略） 第一条から第六十三条まで （略） 第六十四条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 一及び二 （略） 第六十五条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。 一から三まで （略） 第六十六条から第六十九条まで （略）